

裁 決 書

審査請求人

[REDACTED]

[REDACTED]

代理人

[REDACTED]

[REDACTED]

処分庁

[REDACTED]

[REDACTED]

平成25年4月5日付で提起された生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく生活保護申請却下決定に係る審査請求について次のとおり裁決する。

主 文

[REDACTED]が、審査請求人に対して行なった平成25年2月5日に決定した生活保護申請却下処分を取消す。

理 由

第1 事案の概要

1 審査請求に至る経緯

[REDACTED]（以下「処分庁」という。）は、生活保護法（以下「法」という。）第24条第1項に基づき、平成25年2月5日付で審査請求人 [REDACTED]（以下「請求人」という。）に対し、生活保護申請却下の決定処分（以下「本件処分」という。）を行ったところ、請求人はこれを不服として、平成25年4月5日付で沖縄県知事（以下「当庁」という。）に対し、審査請求を提起した事案である。

2 本件請求の趣旨及び理由

処分庁による本件処分の理由は、保護申請却下決定通知書によると「あなた

() は平成24年12月28日に生活保護を申請しましたが、生活保護制度では、病気治療のため病院等へ入院又は入所している者について出身世帯と同一世帯と認定することが適当と判断される場合は、同一世帯として取り扱うこととされています。これを「世帯単位の原則」といいます。あなたは平成24年12月21日に父()宅に転入し居住を始めており、その後同月23日に 病院へ入院したことから、父宅があなたの居住地(帰来先)であり父と同一世帯と認定することが適当と判断しました。そして同一世帯と認定して保護の要否判定を行った結果、世帯の収入額が国の定める最低生活基準額を上回ることから保護を要しないと判定されたので、保護申請を却下します。」としている。

これに対して請求人は審査請求書によると「入院までたった2日身を寄せただけの父と申立人が同一世帯と認定されており、この点において極めて不当である。」等と主張し、本件処分の取消しを求めるものである。

第2 当庁の認定した事実及び判断

1 認定事実

(1) 平成24年12月21日から23日まで

請求人は豊見城市内で交際相手と同居をしていたが、何らかの事情で交際相手との同居先を離れ、請求人の父親宅で寝泊りをしていたこと。

(2) 平成24年12月23日

請求人が緊急搬送された 病院で医療保護入院することになったこと。

(3) 請求人が上記(1)(2)について「平成24年2月頃からは、申立人は母と同居していた表記住所地からも出て、交際相手と同居していたが、平成24年12月、統合失調症の発作のために交際相手の元を追い出され、母や兄弟と同居していた表記住所地に戻ったところ、母と兄弟はすでに転居していた。母や兄弟からは転居先も教えてもらえず同居も拒否されたため、行き場を失った申立人は、やむを得ず一時父の元へ身を寄せた(住民票の異動なし)ものの、2日後には父の留守中に統合失調症の発作のため暴れるなどの騒ぎを起こし、近隣住民の通報で現在の入院先である 病院へ緊急搬送され、現在に至っている。」等と主張していること。

(4) 平成24年12月28日

請求人の母親が処分庁に対して、請求人を単身世帯とする生活保護の申請

を行ったこと。

※参考 保護の申請理由：医療費の支払いが困難な為

収入 : なし

預貯金 : 272円

(5) 平成25年1月23日

処分庁の職員が請求人の父親宅を訪問したこと及び請求人の父親から概ね次の内容の聴き取りを行っていること。

- ・請求人は自分が仕事から帰って来たら窓の網戸を破壊し家の中に入っていた。
- ・請求人には行き場が無いとのことだったため、仕方なく自宅にいるよう話した。
- ・請求人の住所は、自分の所に置いてもいいが、一緒に保護を受けることは出来ない。
- ・退院後の請求人の引取りについては、症状が落ち着かない状態であれば面倒を見ることは出来ない。
- ・請求人に対して経済的援助については、自己の収入が安定していないこと等から出来ない。

(6) 平成25年1月30日

処分庁は、請求人が請求人の父親宅で生活していたことについて、「審査請求人は、平成24年12月21日に自らの荷物を持って父宅に戻り、父も審査請求人を受け入れている。」、「平成25年1月23日に審査請求人の父と面談したところ、父宅へ審査請求人の住所を異動すること、医療保護入院に付随する審査請求人の保護者となること、審査請求人の病状安定後退院となれば父宅が帰来先となること、以上三点について審査請求人の父親が承諾した旨確認を取っている。」として、請求人の父親世帯への転入として認定したこと。

この点に関連して、請求人は反論書において「医療保護入院に際して父が保護者となることを確認した点以外はすべて事実と異なっている。」等と主張していること。

(7) 平成25年2月5日

処分庁は、請求人と請求人の父親を同一世帯と認定して保護の要否判定を行った結果、世帯の収入額が厚生労働大臣の定める最低生活基準額を上回ることから保護を要しないとして本件処分に至っていること。

2 判断

(1) 法令等

ア 法第10条では、「保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。」と、世帯単位の原則について定めている。

イ 生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日 厚生省発社第123号 厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第1では、「同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定すること。なお、居住を一にしていなかったも、同一世帯として認定することが適当であるときは、同様とすること。」としている。

ウ 生活保護による保護の実施要領について（昭和38年4月1日 社発第246号 厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第1-1では、居住を一にしていなくても、同一世帯に属していると判断すべき場合として、

- (1) 出かせぎをしている場合
 - (2) 子が義務教育のため他の土地に寄宿している場合
 - (3) 夫婦間又は親の未成熟の子に対する関係にある者が就労のため他の土地に寄宿している場合
 - (4) 行商又は勤務等の関係上、子を知人等にあずけ子の生活費を仕送りしている場合
 - (5) 病気治療のため病院等に入院又は入所している場合
 - (6) 職業能力開発校等に入所している場合
 - (7) その他(1)から(6)までのいずれかと同様の状態にある場合
- を示している。

エ 局長通知第1-2-(2)では、同一世帯に属していると認定されるものであっても世帯分離して差しつかえない場合として、「要保護者が自己に対し生活保持義務関係にある者がいない世帯に転入した場合であって、同一世帯として認定することが適当でないとき（直系血族の世帯に転入した場合にあつては、世帯分離を行なわないとすれば、その世帯が要保護世帯となる時に限る。）。」と定めている。

オ 生活保護問答集について（平成21年3月31日 厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）問1-21の答では上記エの取扱いについて、「局第1-2-(2)の世帯分離の取扱いは本来身寄りの無い孤児を引き取り、生活の世話をを行う場合等を想定したものであり、いわば、法第30条に規定する「私人の家庭に養護を委託」する趣旨をも勘案した取扱いである。したがって、直系血族の世帯に転入する場合まで機械的にこの取扱いによることは、その趣旨を逸脱するものであり、特に父母、子及び孫等が同居している場合は、通常は世帯単位の原則をそのまま適用すべきものである。しかし、なかには、その転入目的、生活実態、受け入れ側の援助能力、更には地域の生活実態との均衡等を十分考慮した上で、転入者のみを保護することがやむを得ない場合もある。なお、その場合においても、世帯全体で最低生活維持が可能な場合には分離を行うことは認められないこと、分離により保護を要しなくなった者からは可能なかぎり援助を求めるべきことに留意する必要がある。」と定めている。

カ 法第8条第1項では、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とし、第2項では「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならぬ。」と、基準及び程度の原則について定めている。

キ 次官通知第10では、「保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と第8によって認定した収入（以下「収入充当額」という。）との対比によって決定すること。」と定めている。

(2) 本件処分について

本件処分は、請求人を単身世帯とする保護申請に対して行われた保護申請却下の事案であることから、世帯認定の取扱いは適当であったか、が争点となる。

世帯の認定については、法令等ア、イ、ウ、エ、オのような取扱いが示されているところ、請求人は平成24年12月21日から23日まで父親と同一の住居で寝泊りをしていることから（認定事実(1)）、これを請求人の父親世帯への転入と認定し、請求人と請求人の父親を同一世帯とみる余地がある。

しかし、請求人が請求人の父親宅で寝泊りをした経緯をみると、請求人は請求人の父親の不在時に網戸を破壊し窓から無断で侵入し寝泊りを開始していること、請求人の父親は請求人に行き場が無いことから仕方なく自宅にいるよう請求人に伝えていること、退院後の請求人の引取りについては、症状が落ち着かない状態であれば面倒は見ることは出来ない旨を処分庁の職員に予め伝えていること等の諸事情が認められことから（認定事実(5)）、請求人の父親は請求人の突発的かつ一時的な居住をやむを得なく受け入れたに過ぎないと考えられ、これを転入と認定することは不相当であり、請求人と請求人の父親は別世帯として取扱われるべきであったと考える。

生活保護の要否判定については、法令等力、キに記載のとおり、厚生労働大臣の定める基準に基づいて算出される最低生活費から、収入充当額との対比によって決定されること、当庁が仮に算定した請求人に対する保護費は以下のとおりとなり、要保護状態にあったことが認められる。

	平成25年1月	備考
生活扶助 (a) (入院患者日用品費) (冬季加算)	24,150円 (23,150円) (1,000円)	●級地一●
住宅扶助 (b)	0円	
医療扶助見込み (c)	35,400円	
最低生活費合計 (A = a ~ c)	59,550円	
預貯金 (d)	272円	
収入充当額 (B = d)	272円	
保護費支給額 (A - B)	59,278円	

請求人は、単身世帯と認定されるべきであるところ、最低生活費の算定については、生活扶助(a)は24,150円(入院患者日用品費額23,150円と冬季加算額1,000円の合計額)、住宅扶助(b)は需要がないことから0円、医療扶助見込み(c)は高額療養費支給制度により35,400円が計上され、最低生活費の合計額((a)から(c)までの合計額)は59,550円となる。

収入充当額については、預貯金(d)の272円が認められ、収入充当合計額は272円である。

このように請求人は要保護状態にあることが認められることから、請求人の生活保護申請を却下した本件処分は不相当と考える。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由があるので、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。

平成25年12月9日

沖縄県知事

仲井眞 弘多